

## 静岡県告示第81号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和2年2月14日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のアの表株式会社静岡銀行本店の項所属の公金収納代表店及び公金収納店の欄中

「しずおか焼津信用金庫岡部支店  
しずおか焼津信用金庫静岡支店」を「しずおか焼津信用金庫岡部支店」に改め、  
「しずおか焼津信用金庫焼津北支店  
しずおか焼津信用金庫草薙支店」を「しずおか焼津信用金庫焼津北支店」に改める。

2の(1)のイの表株式会社静岡銀行浜松営業部の項所属の公金収納代表店、公金収納店及び特定公金収納店の欄中

「浜松磐田信用金庫磐田支店  
浜松磐田信用金庫磐田南支店」を「浜松磐田信用金庫磐田支店」に改める。

2の(1)のエの表株式会社静岡銀行横浜支店の項所在地の欄中「北幸1丁目11番15号」を「高島2丁目19番12号」に改める。

2の(3)のエの表中しずおか焼津信用金庫草薙支店の項、しずおか焼津信用金庫静岡支店の項及び浜松磐田信用金庫磐田南支店の項を削り、浜松磐田信用金庫岡田支店の項所在地の欄中「上大之郷331番地3」を「上岡田1023番地の1」に改める。

### 附 則

この告示は、公示の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 2の(1)のエの表に係る改正規定 令和2年2月25日
- (2) 2の(3)のエの表に係る改正規定（浜松磐田信用金庫岡田支店の項に係る部分に限る。） 令和2年2月17日